令和３年４月３日

世田谷区保育士等処遇改善助成金の申請時における提出書類について（補足）

申請時に、給与規程をご提出頂いておりますが、次の点にご注意下さい。

(１)　給与規程を提出する場合

給与規程に下記４点が記載されていることを確認して下さい。

①世田谷区の処遇改善手当であること

②対象者

③１日６時間以上月２０日以上勤務であること

④金額と支給方法を具体的に明記（世田谷区の要綱に準じては金額の記載がないので不可）

【給与規程記載例】

①世田谷区処遇改善手当

②保育士(児童福祉法第１８条の４に規定する保育士)、看護師又は保健師(保健師助産師看護司法第２条及び第５条に規定する看護師又は保育士)であって

③１日６時間以上月２０日以上勤務する職員に対し、

④月額１０，０００円を支給する。

ただし、世田谷区保育士等処遇改善助成金交付要綱の改定又は廃止によって、同要綱の定めによって交付される世田谷区保育士等処遇改善助成金の交付が停止した場合は、本手当の支給も停止するものとする。

(２) 給与規程に代わるものを提出する場合

給与規程に本事業の支給根拠となる内容が含まれていない場合は、給与規程に支給することを決定した稟議書や理事会の議事録等を添付して下さい。

※給与規程に代わるものとして職員への通知文は不可。

ご不明な点等がございましたらお問い合わせ下さい。

【担当】保育部　保育認定・調整課

　　　　認可外保育施設担当

０３－５４３２－２３２４